

【パネリスト発表①】東京都における違法（脱法）ドラッグ対策について

東京都福祉保健局健康安全部薬務課 薬事監視担当課長 早乙女芳明

はじめに【図1～図3】

私は現場を預かる課長として、東京都が、どのような方法で「違法（脱法）ドラッグ」対策を行っているかについて、少しお時間をいただいて御説明したいと思います。東京都の場合、公式な場、マスコミや議会答弁などでは「違法（脱法）ドラッグ」という呼び方をしていますが、本日は、最初に警察政策研究センター所長からお話があったように、「脱法ドラッグ」という呼称で統一するということですから、それに倣ってお話をさせていただきます。

本日お話しする東京都の取組としては、主に立入調査や流通実態調査、条例に基づく知事指定薬物の指定、啓発活動などを予定しています。都の条例については、先ほど小森先生がPRをしてくださったので、それに代えさせていただきます。

1 流通の状況【図4～図10】

まず、流通状況の調査についてですが、現在、私ども東京都における薬事監視員、脱法ドラッグの専従班というのは、4名います。この4名が多いか少ないかは別として、この4名が日々町に出て、新しいお店が出てきていないか、既に東京都が把握している店が看板を変えていないか、移転していないかといったようなところを見えています。

東京都としては、年間で概ね100種類強、予算規模では年間110種類ぐらいの試買調査をしています。

東京都内に現に存在する店舗数についてですが、東京都が把握している店舗数の推移を見ると、ちょうどハーブ系の脱法ドラッグが流行し始めた平成23年頃に82店舗と非常に増えています。平成26年には68店舗と記載しておりますが、7月10日に一斉立入りを行った結果、既に8店舗が店を閉めていましたから、マスコミへお伝えする最新の数字では、「現在は60店舗」ということになります。

どのような形の店舗が多いかというと、写真（図6）のように、相変わらず堂々と看板を出して売っている店があります。これは道路占有許可を取っているのかと思いたくなるくらいです。左側の写真を見ていただくと、薬局の隣に堂々とお店を出しているケースがあります。また、最近では、路地に面して店舗を構えるのではなく、例えばマンションの一室、それも特に高層階に構え、常連客でないとなかなか入りにくいようにしているケースやインターネットのホームページで宣伝だけをして、「店においてになる方はお電話ください」といった方法で店に誘導するようなケースなども最近増えてきています。

これ（図8）は、実際に店の中に陳列されていたドラッグ類です。店によっては50種類くらい——これはかなり多い方ですが——が展示されています。また、広告などに「近日入荷予定」みたいなことも書いてあるケースもあります。

現在では、店の人たちも、人体に「使う」、「吸う」又は「飲む」などといったことを書いてしまうと、薬事法の無承認医薬品で取締りを受ける可能性があるというのは十分承知しています。10年く

らい前までは、「1〜2 滴飲むといい気分になれる」みたいな広告がありましたから、そうしたものがあると取締りもしやすかったのですが、今は絶対にそういうことは書かれていません。店の人に聞いても言いません。それどころか、店によっては「飲んだり吸ったり絶対しません。」という念書を書かないと、売ってくれない店もあります。また、この写真にあるように、店の中にはこうやっておしゃれな喫茶スペースを設けているような店も存在しています。

ところで、近年問題となっているインターネットを利用した販売についてですが、この写真（図 10）を見ていただければお分かりいただけると思いますが、2 行目に「立ち昇るレモンの香り」、4 行目に「非常に香気の強い商品」、その下の行には「当商品はお香です。人体への摂取は絶対にしないで下さい。」といったような書きぶりがなされています。こうすることで、我々の取締りを逃れているわけです。

このように、製品を購入して、内容成分をきちんと検査して指定薬物や知事指定薬物を検出しないと、なかなか取締りに結びつかないというのが現状です。

3 脱法ハーブの形状【図 11～図 15】

これが実際の顕微鏡写真（図 13）で、よく見ていただくと葉っぱのところに白い粒があります。脱法ドラッグというのは、葉っぱが問題なのではなく、この白い粒の方が問題でして、これを分析すると色々な化学物質が出てきます。葉っぱ自体は、害のないハーブで、ダミアナなど純粋にハーブとして使われるものが使われています。我々の見立てでは、製造・調合する者は、毛足が長くて粉がよく混じるようなハーブを使っているように思われます。

また、写真（図 14）のように、相変わらず昔ながらのリキッドタイプやパウダータイプも愛好者がいるのか、依然として見かける場合もあります。

これ（図 15）は、先ほど基調講演においてお話が出ました、カチノンと覚醒剤の構造式です。

4 東京都の「脱法ドラッグ条例」【図 16】

東京都の条例は、基調講演時に小森先生が宣伝していただきましたが、平成 17 年に条例を制定し、運用しています。今は、都の条例で指定すると、国でも速やかに薬事法の指定薬物の指定をしてくれます。東京都も国との連携を密にしていますので、東京都のデータは速やかにお渡しし、全国的な規制につながるような形で指定薬物にさせていただいているところです。

東京都は平成 17 年の条例施行以来、これまで延べ 43 の知事指定薬物を指定してきましたが、そのうち 34 の物質は既に薬事法の指定薬物に取り込んでいただいています。知事指定薬物は、薬事法の指定薬物に取り込まれた瞬間から——両方で規制してもあまり意味がありませんので——知事指定薬物から削除されることになっています。今、知事指定薬物として残っているのは 9 物質ですが、これもおそらく近いうちに国の方で指定していただけると考えています。

5 未規制薬物発見から規制までの流れ【図 17】

未規制薬物発見から規制までの流れを簡単な模式図にしてみました。我々が薬物を発見するための調査活動について、我々は「試買調査」と呼んでいます。税金を使って買っていきまして、「買い上げ」

というと印象があまり良くないので、「試し買い」という意味を込めて「試買」という呼び方をしています。

既に規制されている薬物が検出された場合は、速やかにプレスリリースをして店に販売中止の指示を行います。未規制薬物が検出された場合は、私どもの専門委員会で科学的評価を行って、知事指定にしていくことになります。同時に、厚生労働省への情報提供も行い、薬事法の指定薬物にも指定していただくという流れで動いているところです。

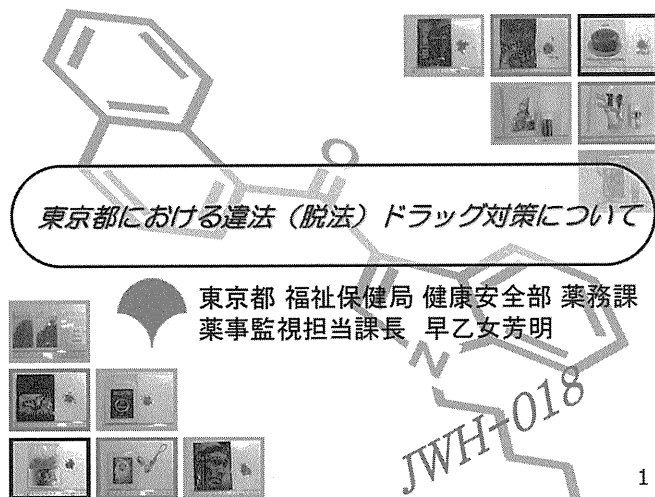
6 6.26 国際麻薬乱用撲滅デー都民の集い【図 18】

東京都は、薬物撲滅に向けた啓発活動にもかなり力を入れています。

この写真は、先だっの「6.26 国際麻薬乱用撲滅デー」の時のものですが、今年は土曜日が 6 月 28 日だったので、6 月 28 日に有楽町の駅前で、著名人やアイドルグループなどに参加していただき、耳目を引くように工夫しながらイベントを企画しました。また、池袋の事件が起きた直後だったこともあり、脱法ドラッグ対策にも力を入れて実施したところです。

以上、簡単ではありますが、東京都の取組を御紹介させていただきました。

【講演資料】



【図 1】

東京都の取組み



2

【図2】

東京都の取組み

- ・立入調査（試買・収去など）
- ・流通実態調査（ビッグデータ等）
- ・条例に基づく「知事指定薬物」の指定等
- ・啓発活動

3

【図3】

流通の状況

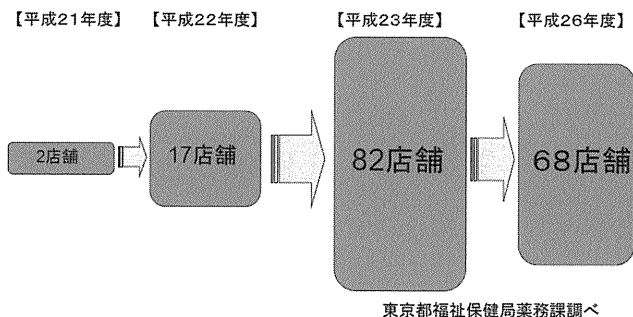
立入調査（試買・収去など）



4

【図4】

都内販売店舗(ヘッドショップ)数



5

【図5】

ヘッドショップの看板

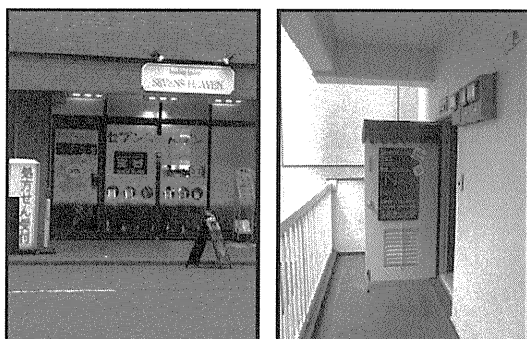


「HERB大幅値下」、「オリジナルGTハーブ」等、ハーブと記載された広告が目立つ。

6

【図6】

ヘッドショップの概観



薬局の隣に堂々と！ マンション一室で営業

7

【図7】

陳列されていた脱法ドラッグ



【図 8】

ヘッドショップ店内の様子



喫茶スペースを設けている店もある。

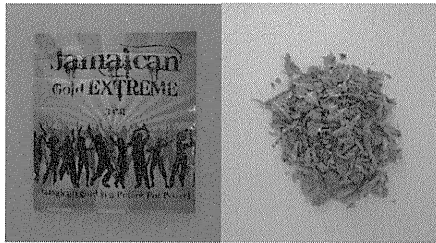
【図 9】

インターネット通販の広告



【図 10】

脱法ハーブの形状



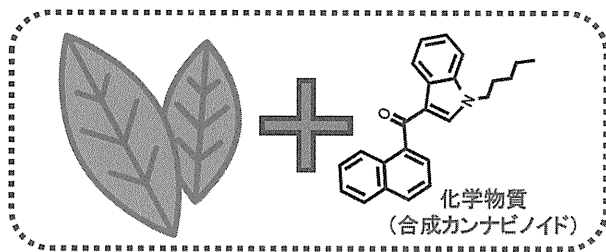
- ▼ パッケージ内には乾燥植物片が入っている
- ▼ 小分け、巻きタバコ状で販売する店舗もある

11

【図 11】

脱法ハーブ

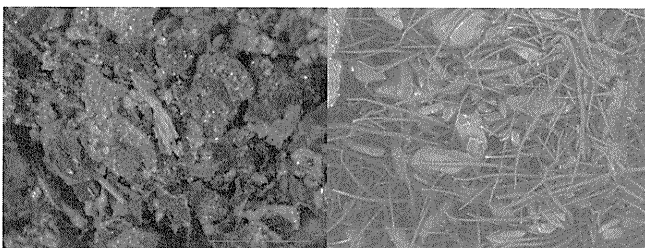
乾燥植物に大麻様の作用を持つ薬物
(合成カンナビノイド)を混ぜこんだもの。



12

【図 12】

ハーブの植物片に付着する 化学物質



13

【図 13】

脱法リキッド、パウダー



リキッド(液体)



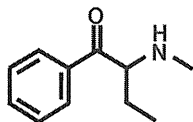
パウダー(粉)

水又は粉末に覚醒剤様の作用を持つ薬物(カチノン系が多い)を混ぜたもの。¹⁴

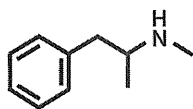
【図 14】

カチノンと覚せい剤

ブフェドロン
(カチノン系薬物)



メタンフェタミン
(覚せい剤)



覚せい剤と似た構造・作用
を持つ薬物が含まれている。

15

【図 15】

東京都の「脱法ドラッグ条例」

東京都

国に先駆け、「東京都薬物の乱用防止に関する条例」
(通称：脱法ドラッグ条例)を制定(平成17年)

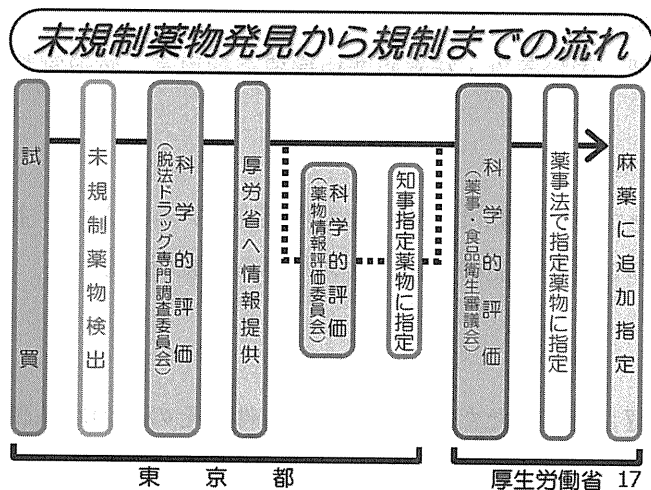
- ① 都知事が脱法ドラッグを知事指定薬物として指定
- ② 知事指定薬物の、製造、販売等を規制(都内限定で規制)
- ★ 所持・使用の規制の罰則化(平成26年7月1日施行)

知事指定薬物 9薬物(平成26年7月11日現在)
なお、知事指定薬物は、薬事法指定薬物等に指定されると失効する。

平成17年5月31日以降、延べ43薬物指定

16

【図 16】



【図 17】

6. 26国際麻薬乱用撲滅デー 都民の集い



【図 18】

【パネリスト発表②】我が国における薬物事犯の現状

警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課 国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官 竹迫宜哉

はじめに【図1】

今回は、脱法ドラッグがメインテーマということですが、私は、普段は国際担当ということで、主に密輸事犯等を担当しており、せっかくの機会なので薬物事犯の全体も含めながら御説明します。

1 薬物事犯の検挙状況【図2～図5】

まず、最近の全薬物事犯の検挙状況について確認させていただきますと、既に件数そのものは基調講演の中でも御説明をいただいておりますが、平成25年の全薬物事犯検挙人員は12,951人ということで、今のところ右下がりの傾向を続けています。諸外国では、ヘロイン、コカイン、あるいは大麻事犯が多いのですが、日本の場合、覚醒剤の関係で検挙される者が84.2%と非常に多く、これは世界でも非常に珍しい傾向であり、我が国の大きな特徴となっています。

我が国の薬物事犯を覚醒剤、大麻に着目して見てみますと、まず、覚醒剤事犯の検挙状況については、右下がりではあるものの、依然として1万人を超えています。また、いずれの年も検挙人員の過半数を暴力団構成員等が占めており、暴力団と覚醒剤の強い結びつきがうかがわれるところですが、その暴力団構成員の検挙状況を見ると、山口組が圧倒的に多いという状況になっています。また、大麻についてですが、大麻事犯は日本の薬物事犯の中では検挙件数、人員ともに第2位になっていますが、件数自体は、覚醒剤事犯と同様に右肩下がりの状況になっています。

2 覚醒剤の押収量、密輸入について【図6、図7】

次に、覚醒剤の押収量及び密輸入についてお話ししますと、覚醒剤の押収量は、ここ数年間は、毎年300kg台で推移をしていましたが、去年（平成25年）、船舶コンテナを利用した大量密輸入の検挙、それから——これは最近のトレンドですが——世界的な薬物犯罪組織では、西アフリカ系が幅を利かせているのですが、彼らは、情報を知らない「運び屋」として、主に日本人の若者の旅行者、それから主に先進国のシニアの60代、70代の方を言葉巧みに誘惑し、覚醒剤を持って来させる方法を得意としているようで、最近ではそうした事案が非常に多くなっています。この「運び屋」というのは、特殊詐欺の受け子のようなもので、捕まえても組織のことはまったく知りません。もちろん、我々も、税関と協力して我が国に薬物が流入しないよう、水際で阻止はしているのですが、そこから国内の犯罪組織まで捜査のメスを及ぼすことが困難な状況になっており、ここは大きな課題であると感じています。

次に、我が国で検挙した覚醒剤の密輸入事犯について、その仕出国を見ていきたいと思います。これ（図7）は、平成15年と25年を比較したグラフですが、平成15年は10カ国でアジアの国からの密輸が圧倒的でした。ところが、25年になると33カ国ということで、主な国名を挙げても、メキシコ、インド、ケニア、ウガンダ、トルコ、アラブと、かなり世界的な広がりを見せているのがお分かりいただけるかと思います。こうした仕出国の広がり、UNODC等においても覚醒剤の世界的な拡散ということで非常に問題とされています。日本は覚醒剤対策で先進国ですから、世界でリーダ

ーシップを発揮していきたいと思っていますところですよ。

3 密輸入事犯の手口例【図8～図12】

最近の密輸入事犯は、非常に高度化しているのも特徴であり、次に、その手口例をいくつか御紹介します。

まずは、メキシコ来の押収量 240kg という事案です。製粉機のローラーの中に隠していたというのですが、一見してまったく分からないように隠匿されており、非常に高度化しています。この事例の場合は幸運にして発見することができましたが、相当数こういった方法で入ってきているものがあるのではないかと考えています。

次に、これ（図9）も同じメキシコからの事例ですが、これは鉄鉱石のコンテナの鉄鉱石の中に埋め込むという、非常に手の込んだやり方をしています。こうしたことをしてまで日本に運ぶということは、それだけ利益になるからであり、日本が覚醒剤密輸のターゲットになっていることが非常によく分かる事例かと思っています。

また、先ほどお話しした「運び屋」による覚醒剤の密輸入（図10）ですが、これがコンテナ等を使った大がかりなものだと対をなす最近のトレンドです。ただ、これについては、水際で阻止しようとしてもとても抑えきれものではないことから、現状では、国際的な協力関係を密にして、可能な限り事前に情報を掴んで先回りをするのが、重要ではないかと考えています。

その運び屋については、航空機利用が多いわけですが、例えば、バッグの側面に工作して隠匿したり、土産物、民芸品やコーヒーの袋などを使用したりするケースが多く、その隠匿の仕方も非常に巧妙になっています。運び屋に渡す際も、渡す者がわざわざ店で買ったようなふりをして運び屋に仕立てた相手に渡すという場合もあるなど、運び屋本人も自分が何を運ばされているのかまったく分からないという状況が非常に多く見受けられます。

一方、体に巻き付けて来る、あるいはコンドーム等に入れて飲み込むなどといった、伝統的な方法も依然として行われています。こうした方法は伝統的とはいえ、事前情報がないと探知が難しいのも事実でして、こうした事案も引き続き発生しているところですよ。

4 脱法ドラッグの現状【図13、図14】

以上、薬物事犯の現状について簡単に御紹介しましたが、ここからは、本日のテーマである脱法ドラッグ対策についてお話をさせていただきます。

まず、脱法ドラッグに係る検挙人員を見ますと、平成25年中は176人ということで、24年頃から急激に増加しています。これは、薬事法に基づく迅速な指定薬物への指定とそれに続く麻向法に基づく麻薬への格上げにより、乱用者に対する所持、施用（使用）罪の適用が可能となったことによるものであると考えています。

次に、脱法ドラッグの販売店舗数について、5月末現在で把握しているもの（図14）を御紹介しますと、御覧いただければお分かりのとおり、圧倒的に多いのは店舗型です。これは、脱法ドラッグの専売店から雑貨屋のスペースに置いているものまで幅がありますが、そうした販売形態が圧倒的に多い。それから、ネットで注文したり、電話をかけたりにして依頼すると、デリバリーで運んでくれるよ

うな形態が続き、それ以外の形は 12 件ということで、現在のところ、260 店舗を把握しています。

5 脱法ドラッグ販売店の検挙事例【図 15】

次に、脱法ドラッグの販売店に係る検挙事例を御紹介します。この事件は、脱法ドラッグを吸引して意識障害を起こした者の保護事案を端緒として、脱法ドラッグ販売店を特定し同店を捜索したところ、押収した商品から指定薬物が検出されたため、経営者 2 人を薬事法違反の指定薬物の販売目的貯蔵で逮捕したというものです。写真の左側は、脱法であることを表示した商品の陳列状況でして、右側は購入者向けに店舗に備え付けられた商品カタログの内容です。

6 脱法ドラッグの製造・流通について【図 16、図 17】

脱法ドラッグの製造方法については、不明な点も多く、はっきりとしたことは御紹介しづらいのですが、分かる範囲で御紹介します。

脱法ドラッグの製造については、いわゆるキッチンラボと言われるような、小屋の片隅で非常に衛生状態の悪い中でやられているものも多くあると聞いていますが、ここで御紹介するのは、国内で摘発した工場の事例（図 16）です。

1 番目は製造工場内の全景で、2 番は脱法ドラッグの原料となる薬品、3 と 4 が脱法ドラッグの製造工程ですが、3 はハーブ、つまり植物片に薬品を浸した後、製品化するために扇風機を使って乾燥させている状況です。4 はハーブに噴霧する香料と霧吹きです。ここは工場なので、多分製品にばらつきはないだろうと思うが、キッチンラボ等でいいかげんに作られているものについては何が入っているか分からないということで、保健衛生面から非常に危惧される場所です。

次は脱法ドラッグの流通（図 17）についてですが、東京都の早乙女課長からも御紹介がありました。左上が専門店舗による販売の例です。正面入口にハーブと書かれているほか、見えにくいかもしれませんが、葉っぱのようなものが描いてありますが、これは大麻の葉を描いているのだと思われます。右上が雑貨店舗型の販売の例で、同店舗の広告状況を撮影したものです。店内の様子は、一見すると観葉植物等が販売されており、業態として一体何を売っているのか分からないような販売形態になっています。左下はインターネットを利用した販売の例ですが、ホームページに——これは有名な RUSH ですが——製品が掲載されています。右下がデリバリー型の販売で、これは客から注文を受けると一般車両を利用し、丁寧にも届けてくれるという販売形態になります。

7 最後に【図 18】

薬物犯罪の現状については以上のとおりですが、これまでも各先生方からお話がありましたとおり、警察としても、脱法ドラッグを含め、薬物犯罪は、保健衛生上の問題や治安上の問題が非常に大きく、重大な脅威であると認識しています。薬物密輸・密売組織及び末端乱用者の取締りと同様の重点を置き、引き続き薬物の需要の根絶と供給の遮断に取り組んでまいりたいと考えております。

【講演資料】

平成26年7月18日
社会安全フォーラム

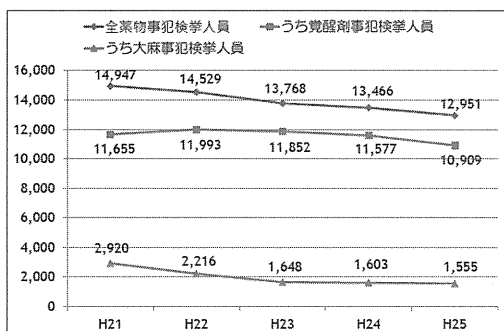
我が国における薬物事犯の現状

警察庁刑事局組織犯罪対策部
薬物銃器対策課

【図1】

全薬物事犯の検挙状況

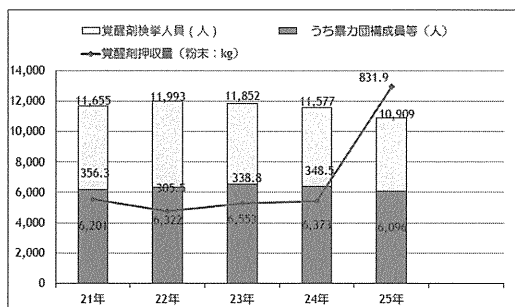
- 全薬物事犯検挙人員は4年連続減少するも、依然として高水準で推移。
- 覚醒剤事犯検挙人員は84.2%を占める。



【図2】

覚醒剤事犯の検挙状況

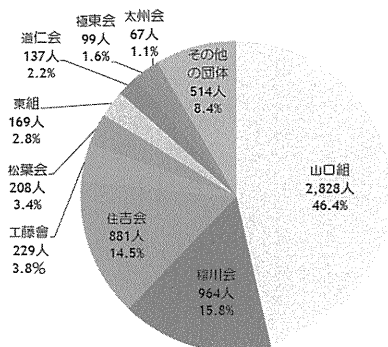
- 覚醒剤事犯の検挙人員は、平成9年以降長期的に減少しているが、依然として1万人を超えている。
- 覚醒剤事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は過半数を超えている。



【図3】

暴力団構成員の検挙状況

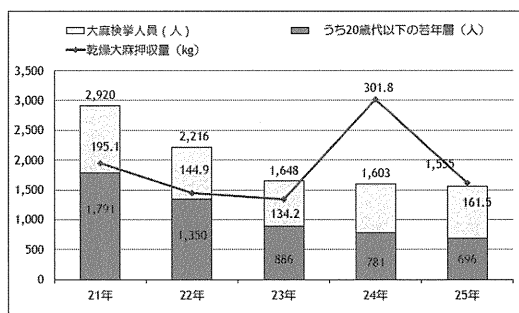
- 山口組、稲川会、住吉会の3団体で、覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等検挙人員全体の76.7%を占める。



【図4】

大麻事犯の検挙状況

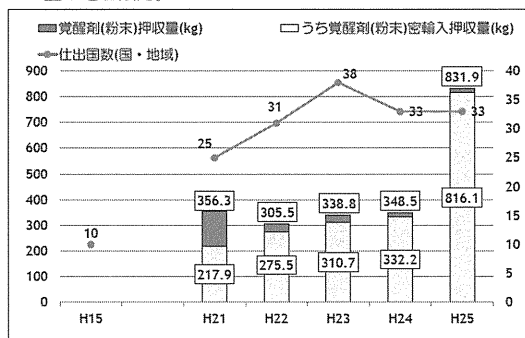
- 過去10年では、平成21年をピークに減少傾向。
○ 20歳代以下の若年層の検挙人員は、全体の44.8%を占め、依然として若年層の比率が高い。



【図5】

覚醒剤押収量及び密輸入

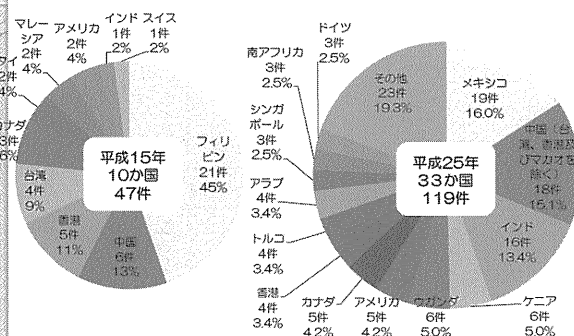
- 覚醒剤押収量は平成11年、12年に次いで過去3番目。
○ 平成21年以降、仕出国が多様化。
○ コンテナ利用の大量密輸入に加え、運び屋による密輸入量が増加傾向。



【図6】

覚醒剤密輸入事犯における仕出国

- 平成15年の仕出国は、東アジア、東南アジア等の諸国が主の10か国。
- 平成25年の仕出国数は33か国に及んだ。



【図7】

密輸入事犯の手口例（大量密輸）

- 中国人らグループによる覚醒剤密輸入事件

メキシコから香港を経由し、製粉機のローラー内に覚醒剤を隠匿して、船舶コンテナで密輸入した中国人ら10人を覚せい剤取締法違反（営利目的共同所持等）で逮捕するとともに、覚醒剤約240キログラムを押収した。

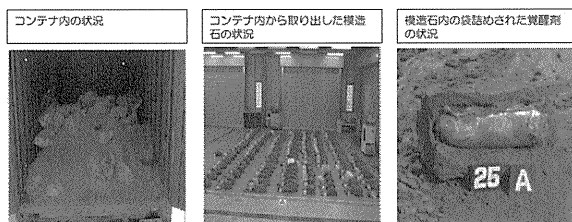


【図8】

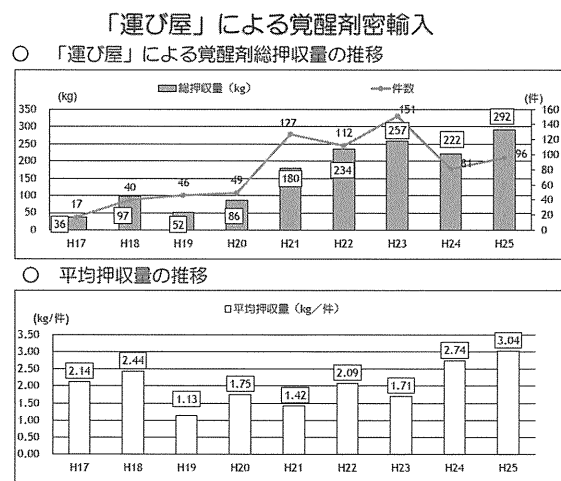
密輸入事犯の手口例（大量密輸）

- メキシコ人らグループによる覚醒剤密輸入事件

メキシコから鉄鉱石と称する模造石内に覚醒剤を隠匿して、船舶コンテナで密輸入したメキシコ人ら3人を覚せい剤取締法（営利目的輸入）で逮捕するとともに、覚醒剤約194キログラムを押収した。



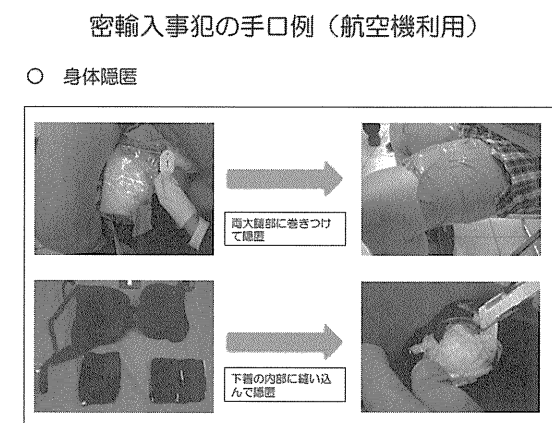
【図9】



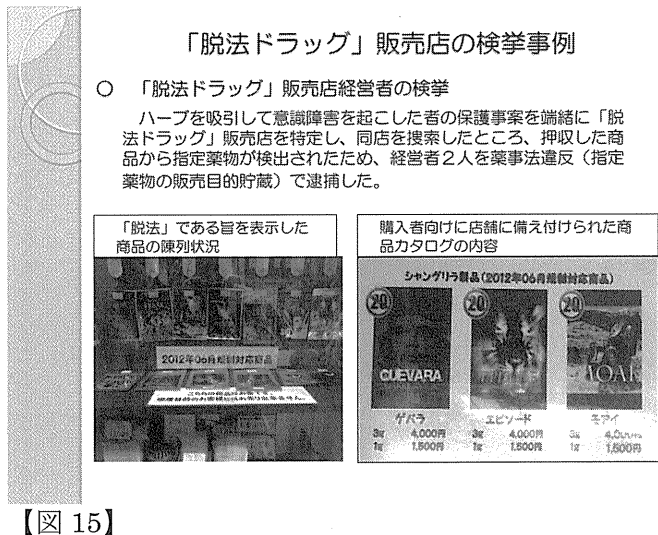
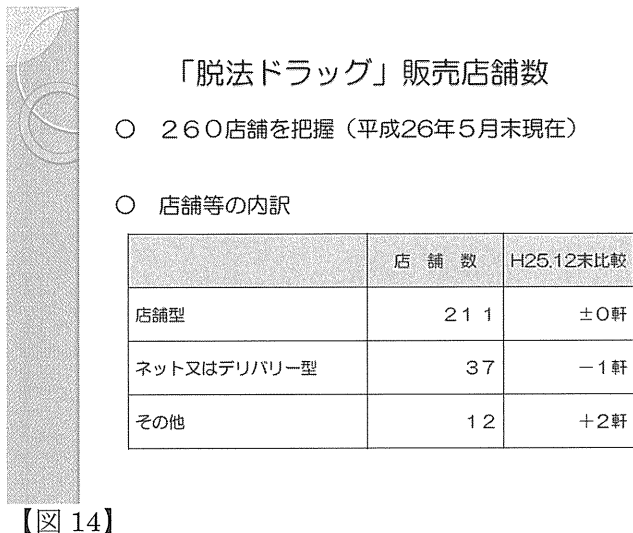
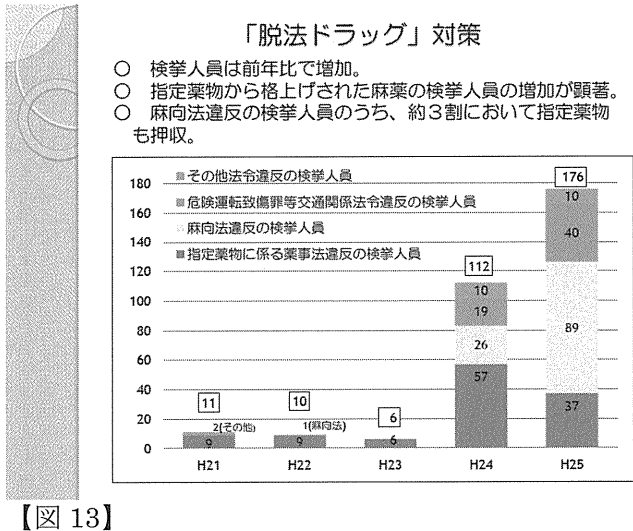
【図 10】



【図 11】

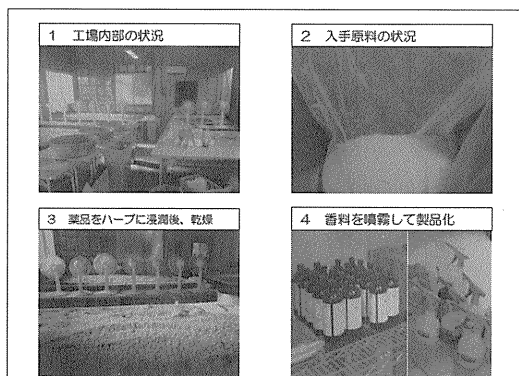


【図 12】



「脱法ドラッグ」の流通

○ 製剤方法



【図 16】

「脱法ドラッグ」の流通

○ 販売方法の多様化



【図 17】

薬物対策の取組方針

- 薬物密輸・密売組織及び末端乱用者の取締りの強化
- 「脱法ドラッグ」対策の強化
- 薬物の需要の根絶と供給の遮断

【図 18】

【パネルディスカッション】

佐々木 これからディスカッションに移りたいと思います。

先ほどの御講演の中では、薬物全般について前田先生、和田先生、そして警察庁から、覚醒剤の検挙者が、いまだに年間1万人を超えるような状況にあること、また、特に大麻については、ここ数年、実は乱用が多くなっているのではないかなどといったお話がありました。さらに、外国では、大麻について個人の使用を処罰しない国が出てきていますが、和田先生からは、現在の日本の違法薬物の現状は、世界に誇れるものであるという御指摘もあったところです。

そこで、まずは脱法ドラッグの議論に入る前に、小森先生、こうした今までの御発表を踏まえて我が国の薬物の実態全般についてコメントをいただけますか。

小森 先般、有名歌手が覚醒剤事犯で逮捕された時にマスコミなどでも話題になりましたが、まず、覚醒剤乱用者については、高齢化という問題を指摘したいですね。私も、警察などの統計を絶対数として見れば、若年者は減っているということは言えると思っています。

大麻についても、現在では検挙人員は1,500人くらいになっていて、統計の絶対数として見れば平成21年をピークに下がっています。

ただ、そうした中で——私が弁護活動をした被告人の中にもいるのですが——「大麻を止めて脱法ドラッグにした」という方もいまして、現場に身を置いて感じることで、私は、大麻が減った時期に脱法ドラッグが使われているのではないかという感覚がなくありません。実態として必ずしも対応しているかどうかは分からないのですが、そうした経験があるものですから、その意味でも脱法ドラッグの問題は軽視できないと考えています。

1. 脱法ドラッグの乱用者の特徴

佐々木 それでは、引き続き脱法ドラッグの実態について議論を進めます。

まず、脱法ドラッグの乱用者の特徴を見ていきたいと思います。これについては、依存性の観点から様々な調査を行っておられる和田先生に、脱法ドラッグの乱用者の特徴的な点、例えば、年齢、使用者層等について教えていただけますか。

和田 私たちのところでは、今日も一部お見せしましたが、色々な全国調査をやっています。その中で全国の精神科病院の調査を少し御紹介したいと思います。

この調査によれば、まず、脱法ドラッグで入院・通院している方の平均年齢は28歳で、それに対して覚醒剤は39歳であり、圧倒的に脱法ドラッグは若いということが言えます。ただ、覚醒剤の場合は39歳と申し上げましたが、これはその年になってから乱用を始めたのかというと、そういう話ではありません。このうちの87%の方が、30歳になる前に覚醒剤を始めています。要するに、覚醒剤をやめられず、ずるずる使っているということです。そして、使っていれば使っているほど検挙される可能性は高くなるでしょうから、警察統計の検挙人員を見れば40歳代や50歳代が増えているという結果がで

くるのだと思います。我々の調査でも患者の平均年齢が 40 歳弱ということになりますし、やめられないということですから、やはり依存の問題になってくるわけです。

また、男女比で言うと、脱法ドラッグの特徴は圧倒的に男性でして、9 割が男性です。これは、新しい薬物が世の中に出たときの特徴でもあるわけですが、困ったことに、男がまず始める。乱用が広がっていくと男女平等になっていくという傾向があります。

そして、教育歴、学歴の問題もあります。覚醒剤の患者の学歴を見ていると、高校中退以下の方が 6 割くらいを占めます。それに対して脱法ドラッグの患者では、高校中退以下というのは 3 割しかいません。圧倒的な違いがあります。

もう一つ、面白いことがあります。脱法ドラッグを使用している方々は、色々な薬物を経験していますが、「一番使っている薬物は何か。」と聞くと、多くの人が「大麻」と答えます。脱法ドラッグ患者の 61% は大麻経験者となっているのです。この辺りに、脱法ドラッグ——特にハーブ系——との関連性があるような気がしています。

佐々木 引き続き和田先生にお聞きしたいのですが、大麻を使っていた者が脱法ドラッグにというお話がありましたが、逆に脱法ドラッグから入った者が——いわゆる「ゲートウェイドラッグ」という表現もありますが——より依存性の強い薬物に進行していくという可能性もあるのでしょうか。

和田 脱法ドラッグの使用については、やはり、次にどこに移るかということが一番問題になってくるわけですが、現時点では確たることは申し上げられません。ただ、日本の場合、古典的にはシンナー遊びをやって、その後に覚醒剤にはまっていくというのが王道中の王道であり、第二次覚醒剤乱用期の下支えになりました。先ほど、全国中学生調査の結果を一部お見せしましたが、それを見ると、中学生でもその流れが明らかに出ています。有機溶剤をやったことのある中学生の 2 割は大麻、覚醒剤を両方とも経験している。ところが、今回の調査で脱法ドラッグを経験している中学生は、何と 6 割が覚醒剤を経験しているという結果になっています。これは非常に怖いことです。私は、脱法ドラッグの乱用が契機となって、このところ鎮静化している青少年の薬物乱用が再び高まっていく危険性があるのではないかと考えており、注意が必要だと思います。

2. 脱法ドラッグの製造について

佐々木 続いて、こうした脱法ドラッグの製造実態についてお伺いしたいと思います。我々の感覚としては、通常の製品であれば、製品名、形状が同一であれば大体その製品の含有物に一定の品質はあると捉えがちですが、和田先生、花尻先生のお話の中では、脱法ドラッグはそもそも、同種の品名で売られていても中の成分が一定していない、あるいは品質保証がまったくない毒物であるというお話もありました。先ほど警察庁から工場の事例について御紹介がありましたが、改めて竹迫指導官に製造実態についてコメントをいただきたいのですが。

竹迫 先ほど御紹介したのは大規模な、きちんとした工場の事例でした。ただ、脱法ドラッグについて

は、そこに含まれる成分そのものを作り出すのは一定の技術者がやっているものの、その調合については——これはあくまで情報として把握している限りのものですが——キッチンラボと言われるような、小さな小屋みたいなどころでも多く作られていると聞いています。そういったところで大ざっぱに成分を混ぜ合わせ、きちんとした管理がなされないことなどから、製品の均一性が出てこないのではないかなと思っています。

佐々木 もう一点、製造に関して花尻先生にお聞きしたいのですが、先ほどの基調講演では、包括指定の範囲を逸脱して新たな脱法ドラッグが次々と市場に登場しているというお話をいただきました。我々素人としてよく分からないのは、化学式をうまく変えていくといったことがそんなに簡単にできるのだろうかという点です。これは相当に高度な知識や設備を必要とするものなのでしょうか。特に包括指定した場合、新たな基本骨格を持ったものが出てくるわけですが、よく見つけてくるものだと思います。そうしたものを見つける、あるいは作る上で、どの程度の知識レベルが必要なのか教えていただけますか。

花尻 あくまでも我々の知識の範囲内でお話しさせていただきます。脱法ドラッグに関しては、合成カンナビノイドその他の色々な化合物が次々と出ている状況ではありますが、それらの骨格の大本になるものに関しては、元々は製薬会社などが合成して、特許情報や論文情報として公開しているものが多くあります。そして、それらを基として、様々に修飾された化合物が合成されるわけですが、これについては、有機化学を学んだ人間にとって難しいというものではないと考えています。

佐々木 それほど高度な知識を持つ者でなくてもできるということですね。

花尻 もちろん、化合物によって異なりますし、中には作成が難しい化合物もあるかとは思いますが、化学の知識が一定のレベルにある者を前提として考えれば、基本的にはさほど難しくはないと思っています。

3. 脱法ドラッグを販売する店舗の実態

佐々木 次に、やや視点を変えて、脱法ドラッグを販売する店舗の実態についてお聞きしたいと思います。今日お集まりの皆さんのほとんどは、そうした店舗に入ったことはないため、イメージが掴みにくいと思いますが、先ほどの御発表にもあったように、東京都は、試買調査で現場に赴くことも多く、販売者側との接点も多いと思います。そうした中で、改めて売買の現状や実態に身を置く中で感じられることなどについて早乙女担当課長にお話を伺いたいと思います。

早乙女 先ほど、花尻先生にマジック・マッシュルームの時代のお話をさせていただきましたが、マジック・マッシュルームが売られていた 10 数年前は、脱法ドラッグを販売する店舗は、専門店の形ではなく、アダルトショップの一角で売られていたり、東南アジア系の雑貨屋の片隅に並んでいたという例が多かったと記憶しています。ところが、最近、ハーブ系の脱法ドラッグが流行し始めてから、「ヘッ

ドショップ」と呼ばれる、脱法ドラッグだけを扱う専門店——それも表通りから1本入ったくらいの路地に堂々と看板を出しているような店——が結構目立つようになってきました。

ただ、我々もそうした店舗に対して積極的に取締りを行ってきた結果、今は、若干アングラ化してきて、店舗がマンションの一室に引っ越して目立たないような売り方をしたり、更に手を変えてインターネットやデリバリーの形で行うようになってきたりと、販売方法がかなり多様化してきていると考えています。

佐々木 警察においても、取締りを進めている中で把握している店舗の情報があるかと思いますが、可能な範囲で教えてください。

竹迫 三点お伝えします。一点は、分布です。先ほど、脱法ドラッグ店舗は、全国で260店舗を把握しているというお話をしましたが、これは大都市に集中して存在しています。実は、東京・大阪・愛知・福岡・埼玉・神奈川の6都府県で店舗数全体の約7割を占めている一方、店舗が全く把握されていない県も、都道府県の中で4割ほどあります。

二点目は、売り方ですが、最近は経営者も勉強しているなどと思わせる事例があります。先ほど早乙女課長からお話があったように、買うときに念書を書かなければいけないという例もあります。私はこれがお香であることを了解して買う、体内に摂取するようなことは絶対にしないなどといったことを書かないと売ってくれない店も結構出てきているわけです。そうした店については、摘発のときに非常に苦勞します。

また、厚生労働省も非常に迅速に新規指定をしていただいています。店舗側もそれをよく勉強しています。例えば、4月1日から指定されるということになると、3月31日までこれは合法だからバーゲンセールとして半額で売るなどということをやっています。もちろん、単純所持・使用の罰則化がスタートした本年4月1日以降は、たとえ3月31日にバーゲンセールをしても、買った方は罰則付きで禁止されますから、使う側も勉強しなければならないわけですが、いずれにしても売る側はよく勉強していると感じています。

4. これからの在り方

佐々木 これまで脱法ドラッグの実態について色々とお話を伺ってきましたが、次に、これからの在り方についてということで、対策面に関する議論を進めたいと思います。

脱法ドラッグを始めとした薬物への対策は、広報啓発、監視指導・取締り、水際対策、国際連携、再乱用防止と、非常に多岐に渡る分類ができますが、時間の関係もあり、これら全てについて議論していくことは難しいことから、本日はのを絞り、始めに規制と取締りについて議論をして、続いて、広報・啓発に係る最近の動き、最後に再乱用防止という流れで議論を進めていきたいと思います。

(1) 脱法ドラッグの規制・取締り

まずは、脱法ドラッグの規制・取締りについてです。

池袋の事件で使用された脱法ドラッグは、薬事法等で未指定の薬物であったことが判明していますが、先日開かれた薬物乱用対策推進会議では、内閣総理大臣から、速やかな指定薬物の指定と取締りの徹底、規制の在り方についてできることは全て行うという基本姿勢で見直しを検討することなどについて指示がなされたと聞いています。具体的な検討は正にこれからであろうと思いますが、そうしたことを踏まえ、現段階で可能な範囲で議論を進めていきたいと思っています。

一点目として、指定の迅速化について伺いたいと思います。

小森先生の御講演の中で、我が国の指定のスピードは、今日では非常に早くなったとの評価がありましたが、これは、裏を返せば、現行制度の中ではいかにして脱法ドラッグの製造・流入から指定までのスピードを速めるかが大事という御指摘とも理解しました。また、花尻先生の御講演の中でも、海外組織との連携についてお話がありました。こうしたことを踏まえると、やはり、現行制度を前提とする以上、指定の迅速化について今後も手を打っていく必要があろうかと思いますが、まず、厚生労働省の渕岡課長補佐に、改めて指定の迅速化に関する取組の現状を教えていただきたいと思います。

渕岡 指定薬物の指定についてですが、手続としては、脱法ドラッグ製品に含まれる物質を特定して、毒性情報を収集した上で、審議会において審議を経て決めるという流れになります。また、その過程においては、花尻先生の研究室を始めとして色々な機関からの協力をいただきながら実施しています。

小森先生の御講演にもありましたが、健康被害に関する問題が大きくなってきた平成 24 年以降、指定の迅速化に取り組んでいます。具体的には、指定のために必要な審議会の手続については、それまでは年に 1～2 回程度行っていたところを年 5 回に増やし、新規物質を見つけてから指定までの流れをなるべく速やかに行おうとしています。また、海外では流通があるけれども、まだ日本にはないというもののについても、日本に輸入される前に指定をしてその流通を抑えるという試みもしています。

そして、迅速な指定という面では違うかもしれませんが、包括指定の導入についても申し上げたいと思います。包括指定の範囲に入っている物質は、まだこの世に存在していない物質もたくさん入ってしまして、そういったものが現れるのを未然に防止しようという意図もあり、そうした形で規制の強化を図っています。

加えて——先日初めて実施したことですが——緊急を要し、審議会を開催する暇がないという場合に、薬事法に基づく手続を省略して特例で指定することも行っています。適用については、個別の事案ごとにありますが、こうしたことも合わせながら迅速な指定を継続していきたいと考えています。

佐々木 東京都でも、条例に基づく知事指定薬物指定として、先日、新たに薬事法に含まれていない 8 物質が指定されたと伺っています。早乙女課長、都の指定迅速化のために特に留意している点などがあれば教えていただけますか。

早乙女 マスコミなどからは、試験検査に時間がかかりすぎているのではないかなどという話を受けることがあります。東京都でも試験検査担当は一生懸命頑張っており、一日でも早く結果をするように努力はしているのですが、そこには、やはり機械の面などから限界が存在するのが現実です。

我々が脱法ドラッグを試買する時には検査部門と連携しており、いつ検体が入るかを事前に知らせることによって、少しでも早く試験に着手できるよう準備をしてもらっています。購入時についても——これは迅速化に加えて効率化という観点も含まれるかもしれませんが——ビッグデータを解析して売れ筋のものを買うようにしており、売れ筋の製品をいち早く指定できるようにすることにも気を配っているところです。

ある程度きちんとしたサイエンスデータを取らなければ、指定には結びつきませんから、それ相応の時間がかかってしまうのはやむを得ないことだとは思っていますが、今後も詰められるところは詰めるよう、色々な方策を考えてまいりたいと思っています。

佐々木 国、東京都共に指定の迅速性につき努力されているというお話でしたが、再び瀏岡補佐にお伺いします。現状では、条例による知事指定制度を持っている東京都と、薬事法の指定薬物制度を持っている国とが同様の作業をしているようにも見え、見方によっては二重にやっているようにも見えます。もちろん、東京都においては関係機関に情報提供を行い、国の側でも情報共有のためのデータベースを構築しているというお話もあり、それぞれ分析機関同士の連携の様子は窺えるのですが、より迅速かつ効率的に分析を進める上で、例えば、両方で化合物ごとに予め担当を振り分けるなど、より効率的な方法や任務分担はないのでしょうか。

瀏岡 現時点では、基本的には国と都とがそれぞれで入手したものを分析して、そこで見つけたものをそれぞれ毒性のデータを集めて指定をしていくという形で行っていますが、それぞれ物質を見つけた段階で両者が情報交換をすれば、試験の重複はなくなりますから、そうしたところの情報交換はしていければと思っています。

ただ、予め物質ごとの分担を分けるということ——例えば、カンナビノイド系はどちらでというようなこと——をやってしまうと、それはそれで硬直化してしまって動きが良くなることもあり得ると思いますので、それぞれ見つけたところができる範囲で試験をやって、その情報を交換してお互いに指定をしていく形で行っていければと思います。我々は、物質を指定する時には、東京都で既に指定しているものであればそのデータをいただいて、改めて審議をして指定薬物にするという流れを取っていき、そういったところも御協力をいただきながら、今後も継続していければと思っています。

佐々木 今後、国と都で連携しながら、更なる迅速化について引き続き期待したいと思います。

(2) 脱法ドラッグ店舗への対策

佐々木 次に、脱法ドラッグ店舗への対策について議論を移したいと思います。

脱法ドラッグの大きな問題点の一つは、他の規制薬物と違い、街の中で、店舗という目に見える形で公然と売られていることであり、これについて非常に不合理と言うか、怒りを持つ国民は多いと思われます。

先日、東京都内の脱法ドラッグ店舗に対して、東京都・厚生労働省・警視庁による合同調査が実施さ

れるなど、関係機関の連携も進展しているように思われますし、また、本年4月にスタートした所持・使用の罰則化を活用して、所持・使用者から店舗に突き上げていくという捜査ルートも開けたわけですが、その一方で、脱法ドラッグに対する事件捜査については、小森弁護士のお話の中にあったとおり、鑑定機器の充実や知情性の立証などにつき捜査上色々な課題があるという御指摘もありました。

こうした点を踏まえ、改めて警察庁から、捜査活動の現状、またその問題点・隘路等について教えてください。

竹迫 警察としては、本年4月に施行された指定薬物の単純所持・使用を禁止する改正薬事法も積極的に活用して、情報収集活動の強化により、乱用者の徹底検挙、販売店までの突き上げ捜査、流通ルートの解明等を徹底しているほか、厚生労働省、都道府県知事等とも連携をして、販売店舗の実態把握、積極的な立入検査等を実施することとしております。

ただ、覚醒剤等の伝統的な薬物と近似した脱法ドラッグも出現していますが、覚醒剤と異なり、既に規制されているものか否かを判断できる試薬が現時点ではないということ、また、使用罪についても、体内代謝が十分に解明されていないので、尿検査等によって使用を簡易に判定することができないなど、簡易鑑定の高度化が課題となっています。

また、脱法ドラッグ店舗の捜索等により多数の脱法ドラッグを押収していますが、警視庁では鑑定待ちのものが数千件を超える状態となっています。これは、脱法ドラッグそのものをたくさん押収していることもありますし、先ほど申し上げた通り、脱法ドラッグの場合は試薬等がないと現行犯逮捕がなかなかできないことから、現行犯逮捕等ができる他の薬物の方がどうしても優先されるという事情もあるのですが、これは順番通り鑑定を実施しても、全てを処理するまでに数カ月以上かかってしまうような状態となっており、非常に深刻です。

さらに、脱法ドラッグ事案では、被疑者が所持等している薬物について違法な薬物ではないと思っていたという主張がなされることがあります。先ほど、店舗の経営者は非常に勉強しているという話をいたしました。ただ、実際には、先ほど花尻先生のお話にもあったように、何が入っているかは鑑定してみないと誰も分からないというのも事実であり、調べてみると覚醒剤の成分がちょっと入っていたということもあります。こうしたことで、結局、知情性を否認されて不起訴になるという事例が、残念ながら一定程度発生しています。

ただ、我々としても、こうした課題については、色々と工夫しながら対処したいと思っています。ある県警では、地検との連携によって裏付け捜査を徹底し、入手先が到底信頼できる者ではなかったことや、脱法ドラッグといっても対象製品に指定薬物が含まれている可能性があるとの認識等を立証しまして、知情性を否認する被告人の違法薬物に対する概括的な故意が認められたというケースもあります。我々としても、こうした形で捜査活動を工夫しながら対応していきたいと考えています。

佐々木 試薬がない、鑑定体制がなかなか追いついていない、知情性の問題等、さまざまな捜査上の課題があることが分かりました。こうした状況に対して刑事法の観点から、前田先生に追加のコメントがあれば伺いたいのですが、いかがでしょう。

前田 まず、鑑定の問題については——覚醒剤事犯に関する我が国の議論の歴史を踏まえて思うことですが——今は技術がないから無理だと思われていたのが、技術の進展によってブレイクスルーするということもありました。私は、そうした歴史的な経緯から見て、日本の科学技術、自然科学系の方々の能力を信頼し、期待もしています。簡易鑑定の技術にしても、これも必死に努力しないと難しいとは思いますが、同様の見方からして、かなり可能性があるのではないかと期待しています。

また、技術とは異なりますが、法制度に関しても同様です。現在なされている包括指定制度にしても、当初議論していた時は無理に決まっていると言われていたのが、現在では導入され、きちんと運用なされているわけですし、こうした現実を踏まえれば、やはり知恵の絞り方があるように思っています。

知情性の問題については、一時期、裁判員裁判が始まって無罪判決が出たこともありましたが。事情を知らず、運び屋に仕立て上げられたようなケースは別にして、客観的な状況から明らかに犯罪性が高いとみられる被疑者が「薬物とは知らなかった。」と言い切れば無罪になるというようなケースも一部存在していましたが、検察・警察の努力により、今では一定の事情があれば、情況証拠と併せて故意が認定できるようになっていると思います。

地検と警察が連携を密にして、情況証拠を集め、きちんと起訴をする——これはある意味では当然かもしれませんが——やはりこれが大事です。昨今、刑事司法への信頼がやや揺らいでしまったようにも思われます。しかし、今の脱法ドラッグに関する世論の厳しさやマスコミの扱い方などを見ていて感じるのですが、仮に、今以上に刑事司法の信頼を損ねることを危惧して検察の起訴が若干弱気になっているとしたら、逆にそうした姿勢が、刑事司法への信頼を一層失うというリスクを生ぜしめることにも思いをいたさねばならないと思います。

先ほどお話が出ました販売時に念書を取ることについても、念書を取ったら全部許されるというのはおかしい話です。法の網を逃れようとするイタチごっこを警察も叩かないといけません。専門店と言っても暴力団につながっているようなにおいもします。また、知情性に関する認識は立証できる可能性があるわけです。一見してちょっとだめそうだというものも、是非とも怯まないでほしいと思います。

和田先生の御講演を聞き、非常に深い感銘を受けましたが、日本の違法薬物に対するクリーンさは、世界の中でも異常とも言える高さです。我々刑事法に携わる者も、薄々は認識していましたが、御提示いただいた数値を真の当たりになると、我々は、やはり、この状態を努力して守らなければいけないし、努力すればできることだという思いを新たにしました。

(3) 指定薬物の発見と排除

佐々木 続いて、指定薬物の発見と排除という面から、東京都の活動についてお伺いしたいと思います。脱法ドラッグ店舗への試買調査を進めているということでしたが、試買調査の対象や方法、あるいは指定薬物が検出された場合にどのような措置をとっているのか、また、1回の試買調査で指定薬物が検出される割合はどの程度であるのか、こうした点についてお伺いしたいと思います。

早乙女 東京都ではおおむね年間に110品目の試買調査を行っています。先ほども御案内しましたが、

ある程度ビッグデータの解析などを行い、売れ筋の品目にターゲットを絞っていくというのが一つ。それから、店舗については、かなりアトランダムに幅広く買っていくという手法を採っています。1 店舗から 1 製品ということではなく、ある程度売れ筋の製品を店員と会話などしながら、数製品試買するという形で行っています。

分析については、早ければ 2～3 週間、かなり込み入った構造式のものであれば 1 か月くらいかかる場合もあります。その結果、知事指定薬物又は薬事法に基づく指定薬物が検出された場合には、速やかに当該店舗に製品の販売停止を指示するとともに、東京都としてはその製品の危険性を都民の皆様にご案内いただくためにプレス公表を行っています。

これまでの統計についてですが、年間の購入製品の数はいずれも 110 前後で変わりませんが、実際に指定薬物が出た割合は、その年度で随分違ってきます。これはおそらく、包括指定が導入された直後であるなど色々な影響があるのだと思いますが、大まかな数字に直すと、購入した製品全体の大体 1 割くらいから、指定薬物が出ているという状況になります。

佐々木 引き続き早乙女課長にお聞きしたいのですが、今のお話ですと、9 割くらいの製品については、試買の時点では指定薬物が入っていないものと理解しました。ただ、その 9 割の製品も、その後指定薬物に該当していくものもあるかと思っています。その 9 割の製品のうち、その後指定薬物として指定されるものの割合はどのくらいなのでしょう。

早乙女 直近の具体的な数字で御説明しますと、平成 25 年度には 110 製品を試買調査で購入していますが、そこから条例の要件に該当する疑いのある成分として 29 の成分が検出されています。この 29 成分の中には、調査当時、既に指定薬物として指定されているものも含まれていますが、その 29 成分についてフォローすると、当時は未指定であっても、その後、新たに知事指定になったものもありますし、いち早く厚生労働省で国指定にさせていただいたものもありますが、そうしたものを合わせた結果を申し上げますれば、29 成分のうち 26 成分——これは製品数に直すと 102 製品となりますが——これらは、現時点までに指定薬物に指定されています。また、残りの 3 成分——これは残りの 8 製品ということになりますが——これについても、現在、データを揃えて指定に向けて検討中です。

ただ、25 年度の試買調査で検出した成分については、100%を指定、あるいはもう少しで指定されるという現状ですが、東京都の場合は平成 17 年度頃から試買調査をやっていますので、中には、結果的に指定まで数年かかったようなケースもあります。また、正直に申し上げますと、構造式として見れば活性がありそうなものも、生体影響試験がなかなか難しいということで指定に至っていない成分もいくつかあります。しかし、こうしたものについても、引き続き試験検査法の開発などに努めて指定につなげていきたいと考えているところです。

佐々木 ということは、時間が経過すれば、試買の時点では指定薬物ではないものについても、そのほとんどが結果的には指定薬物になると理解してよろしいのでしょうか。

早乙女 おっしゃるとおりです。時間が多少かかるようなケースもありますが、ほとんどの物質は、何

らかの形で規制をかけている状況になっています。

(4) 新たな規制方法の可能性

佐々木 先ほど、前田先生の御講演の中で、新たに刑事手続以外の事前抑止の手段を創り出す必要性について触れられていましたが、次に新たな規制方法の可能性について検討してみたいと思います。

ただ今、早乙女課長からお話があったように、試買調査の時点では未指定の製品も、現時点ではそのほとんどが指定されているという状況にあります。そうした過去の経験的事実があれば、今、脱法ドラッグの店舗で販売されている製品についても、時間の長短はあってもゆくゆくは指定されて違法となっていく製品となるおそれがあると、そういうことも言えるのではないのでしょうか。

もしそうだとすれば、指定薬物が検出された店舗に対しては、普通の店舗よりも厳しい規制というか、例えば、その他の指定されていない製品についても、安全性が確認されるまでは販売を中止させるなど、現状の措置よりも強い規制手段もとる得るのではないかなどと、個人的に考えてみたのですが、この点はいかがでしょうか。もちろん、即答は難しいとは思いますが、あくまでこうしたアプローチの在り方について、早乙女担当課長及び刈岡課長補佐に可能な範囲でコメントをいただければと思います。

刈岡 我々も、アイデアとしては色々考えているところではありますが、新たな方法で何かできるかという、残念ながら現段階で、お話しできるほど練り上がっているものはありません。

ただ、まずは、既にある法的な規定、これをうまく使っていくという中で、効果的な方法を考えながらやっていきたいと思っています。薬事法の中には、これまで一度も使ったことのないような規定もあります。そういったところも考えてまいりたいと思います。ちなみに、先日行った特例（緊急）指定というのも、そういうところから出てきた取組でして、まずは、既にある規定をうまく使っていくというところに対応していきたいと考えています。

早乙女 東京都も手をこまねいて見ているわけではありません。7月10日に行いました一斉立入調査もそうですし、まだどういった成分が入っているか分からないような製品についても、「危険性があるので販売しないようにしてください。」といった要請文をお渡しするなどしています。ただ、それ以上の行為——売るな、買うなと命じたり、回収したりすること——は、法律的根拠がない以上難しいのも現実でして、できることをまずは地道にやっていくしかなく、この点は国と同じ考えです。

ただ、それ以外の部分ですね。元々、薬事法はモノに着目して規制をかけていく法律ですが、今日は法律の専門家の方もいらっしゃるなので、まったく違った切り口からアイデアはないのか、法律の専門家の方にお聞きしてみたいと思います。また、先ほど和田先生もおっしゃっていましたが、使う側の問題は、法の整備だけでは足りないと思います。依存者に対してどうフォローしていくかが大事だと思っています。使う人を減らしていくというのも、脱法ドラッグ対策には非常に重要な手段なのではないかと考えているところです。

佐々木 これについては、今後も色々な議論がされていくと思います。パネリストの方で、この点につ

いて何か個人的なお考えを持っておられる方があれば、ぜひ披露していただければと思いますが、いかがでしょうか。

早乙女 ウルトラCがあると良いのですが。（笑）

前田 方向性として、先ほど申し上げましたが、あるものを法システムで規制する際には、具体的な結果がなければいけないというのは、刑事司法の分野ではその通りだと思います。しかし、刑事司法と行政の世界では、規制に必要な結果のレベルは異なるのではないのでしょうか。例えば、風俗営業の規制において、ダンスも一応許可制とされています。これは「例外的に入っただけであり、そもそも何で規制されるのか。」と思っている方々もいます。しかし、規制することによって法によるコントロールが及び、まずいもの——例えば、暴力団など——が排除されるという面も存在していると思います。

それと同じで——これがモノに着目するのをやめて新しい手段を創ることに当てはまるものなのかどうかは分かりませんが——薬事法では、医薬品をあれだけ広く規制することがなされているわけです。これまでの議論の中でも、脱法ドラッグの専門店というのはその手のものしか置いておらず、過去の経験からして、調べれば指定される高度な可能性があるものを売っていることが分かっている。しかし、それでもなお、「まだ一度もチェックされていないものだから全部クリーンなものである。」というような方向で議論するのは、私は、国民の常識からいっておかしいと思います。その手の店に対してより強い規制手段を講じていくというのは——この場で結論を出すような話ではありませんが——私は、可能性は十分あると思います。

何であれ、新たに規制しようとする、「国民の生活に国が干渉するのは全て悪いことだ。」「なるべく自由な方が良い。」という議論が、今まで常にあったのも事実ですが、国民がこれだけ困っているものを野放しにするのは、行政に批判的なマスコミなどからも「行政の不作为だ。」などと言われているわけですから、やはり不作為はやめた方が良いということではないのでしょうか。

佐々木 法令による強制的な規制はなかなか難しいかと思いますが、これからも色々なアイデアを考えていかなくはないと感じますね。

一方、警察庁に伺いたいのですが、先日、警視庁が「脱法ドラッグ」総合対策推進本部を立ち上げました。また、他の都道府県警察レベルでも、法令によらない、抑止の観点から、他の行政機関や民間団体と連携して取組を行っている例があると聞いています。そうした都道府県レベルの取組や、抑止に向けた警察庁レベルでの取組などについて教えてください。

竹迫 いくつか御紹介させていただきます。

まず、今月の10日、警視庁に「脱法ドラッグ」総合対策推進本部が発足し、関係機関が連携して実態把握や取締りの徹底等、総合的な対策を推進していますが、こうした対策は何も警視庁だけによるものではなく、全国の警察においても同様に取組まれていることも付言いたします。

また、脱法ドラッグ販売店舗に対する取組としては、不動産会社が加盟する宅建協会や不動産協会に対し、脱法ドラッグ店舗排除に向けた協力要請を行っている県警もありますし、この点を更に推し進め

て、宅建協会に対して、不動産契約約款に脱法ドラッグ店舗と判明した場合に契約を解除する規定を設けることを要請している県警もあります。

加えて、脱法ドラッグ店舗が嫌がることについては、コスト——すなわち、彼ら自身もお金もうけのためにやっているわけですから——そういった点からの対策も有効と考えていまして、課税通報を有効な対策と考え、税務当局と連携して取り組んでいる県警もあります。

一方、脱法ドラッグがインターネットを利用して入手できることについては、これまで御指摘もいただいているところですが、このような実態を踏まえて脱法ドラッグに関する違法有害情報が確認された場合に、サイトを運営する事業者・プロバイダーへの情報提供及び削除要請を行っています。

また、警察庁としても、インターネット・ホットラインセンターへの通報情報の範囲の見直しについて検討を要請するなどの取組を行っているところです。

(5) 広報・啓発活動について

佐々木 次に、広報・啓発活動について触れたいと思います。現在、「脱法ドラッグ」の呼称の変更にについて報道がなされるなど、国民の関心を高めていく施策が注目されています。末端使用者に強く訴えていく形での広報・啓発の在り方は非常に大事だと思いますが、まずは、この点について警察庁にお聞きしたいと思います。

竹迫 「脱法ドラッグ」の呼称については、その多くが違法であり、危険な物質であるにもかかわらず、法に触れないということで、使用しても構わないような認識を与えかねないという御指摘があることから、厚生労働省と連携して広く国民の皆様から募集を行っているところです。新呼称の募集期限は本日までということで、この中にもひょっとしたら御投票いただいた方がおられるかもしれません。7月5日から募集を始めましたが、翌日の昼までの1日半だけで約1,800件の応募をいただきました。国民の皆様が非常にこの件に関心を持っているということで、我々も認識を新たにしましたところ。新呼称については、これから集計をした上で検討し、可能限り早く発表したいと考えています。

また、比較的若い世代の乱用が認められる脱法ドラッグについては、脱法ドラッグが危険で有害なものであることが理解される、訴求性の高い広報・啓発活動を行う必要があると考えています。この点、本年3月には関係省庁が連携し、政府広報において、「カイジ」「アカギ」などで知られ、若い世代に人気のある漫画家の福本伸行氏が描き起こしたオリジナルイラストを使用した脱法ドラッグ広報を行っています。

佐々木 東京都も活発に広報・啓発活動を実施されていると思いますが、取組の現状について早乙女課長からお願いします。

早乙女 東京都では、先ほどのパワーポイントでお見せしたようなイベントのほか、検索連動型広告と言って、インターネットの検索サイトで「ドラッグ」「ハーブ」といったキーワードを入れると、それに連動して注意喚起の広告がポンと上がってくるようなものをプロバイダーと連携しながら行っていま

す。また、地道に高校や大学で薬物乱用教室を開いたり、ポスターを作製したり、トレインチャンネルを利用して動画を流したりするなど、色々な啓発活動を行っているところです。

ただ、悩みとして一つあるのは、そういうところから外れている人——言い方が適切かどうか分かりませんが、少し社会から孤立をしているような方——そういうところにどのようにして「薬物はダメだ」という情報をお届けするか、東京都としても悩んでいるところではあります。

(6) 再乱用防止対策

佐々木 時間も少なくなってきましたが、残りの時間は再乱用防止対策について議論していきたいと思います。

これまでの議論の中で、覚醒剤乱用者の中高年への広がりというのは、10代から20代で覚醒剤に手を出した者がその後抜け出していないというお話があり、また、脱法ドラッグの依存性の高さについてもお話がありました。一方、再乱用防止に向けた大きな動きとして、昨年、刑の一部執行猶予制度が創設されたところです。

本日、和田先生の御講演の中で **SMARPP** という行動療法の御紹介をいただきました。まずは、これについてももう少し詳しくお伺いしたいと思います。現在、**SMARPP** はどのような施設でどのように使用されているのか、改めて現状の実態と普及に向けた課題について教えていただけますか。

和田 時間も少なくなったということで、今回の脱法ドラッグの事態をどう捉えるかについて私の意見を少し申し上げさせていただいた後に、いただいた御質問にお答えしたいと思います。

私は、これは大変な事態だと見ています。私の発表の最後にスライドをお見せしましたが、日本は世界の中でも奇跡と言われる非汚染国です。そういう状態を維持するのは大変です。世界中で脱法ドラッグが売られています。しかし、既に御存じのように、アメリカのある州では大麻自体を合法化しているから、そういうところではよほどのマニアックな方以外は大麻を買います。つまり、脱法ドラッグの位置付けというのは、その国ごとの薬物乱用状況によって全然違うということです。

日本は、薬物に対して無菌状態です。私は——声を大にして申し上げたいのですが——そこを正に世界市場が狙っていると考えべきです。これは、それほどまでに大変な問題です。一步間違えると日本の世界に誇る経験率の低い状態が一気に変わる可能性があります。全ての省庁が本腰を入れてやるべきだと思います。はっきり言って、黒船が来たということなのです。しかも、現状では、決定的な対策がない。世界的に見て、日本のように甘い国はないのです。

いかに甘いかというと、例えば、ヨーロッパでは **EMCDDA** という連合体がリアルタイムに状況を把握しながら対策を考えています。アメリカでは **SAMHSA** という行政機関であり研究機関でもある組織に加え、**NIDA** という研究所もあります。私は20数年前に **NIDA** に一時期お世話になりましたが、当時でもそこには博士号を持っている研究者が120人以上いました。薬物専用の研究所です。では、そのカウンターパートが日本ではどこかというと、私の部です。常勤4人です。4人対120人で何をやれと言うのかという話です。

今回の脱法ドラッグの検出検査もそうです。花尻先生のところは本当に頑張っておられますが、皆さ

んは、花尻先生のところには研究者がいっぱいいると誤解してはいけません。数人いるかいらないかです。日本で脱法ドラッグの検出の元になる検査に携わっているのが何人いるのか。日本中探しても 10 人もいません。これが日本の現状です。

国を挙げて、日本のクリーンな状況を維持するための社会のシステムを創らなくてはなりません。それは、必要な時にきちんとデータを出すことのできる基盤であり、そのための体制づくりということです。現状では、これが全然できていません。私は、これを抜きにしては、この問題をいくら議論しても意味がないとまで考えています。

と、ということで、尋ねられたことについてお答えします。

認知行動療法はなかなか普及が難しい面があります。医療機関でやる場合には保険点数、診療報酬の裏付けがないとどこの病院もやってくれないことから、なかなか広がりにません。それでも、私たちは何とか工夫しながらやっています、現在、全国 41 カ所の医療機関に広がりました。また、保健行政機関——これは精神保健福祉センターですが——10 カ所に広がっています。それ以外にも「ダルク」という民間の施設がありますが、そこでも 17 の施設で導入しています。

また、刑の一部執行猶予をにらんで、刑務所や保護観察所を所管する法務省の保護局や矯正局などでもモデル的に実施しながらどんどん広めておりますが、これは是非、今後も推し進めてもらいたいと考えています。

佐々木 刑の一部執行猶予制度については、和田先生から治療システムの準備や地域の体制がないと大変なことが起きるという御指摘がありました。小森先生は薬物犯罪に関して多くの刑事被告人を見てこられたと思いますが、再乱用防止の観点でどういう在り方とすべきかについてお考えをいただきたいと思います。

小森 薬物の乱用者というのは一通りではないと感じています。私は、大体三つくらいに分けていて、まずは初期の乱用者、次に生活に薬物が入り込んだレベルの乱用者——これがいわゆる依存なのかもしれませんが——それから、健康を害している乱用者です。日本は、病気となるまでに進行した患者に対する施設はあると思っていますが、初期の乱用者に対する施設が全然できていないように思います。先ほど和田先生もおっしゃいましたが、この点を含めて日本はほとんど何もないというのが現状だと、私もそのとおりだと思います。こうしたものを積み上げていかないと色々な政策はできないのではないかなという気もしていますね。

5. 質疑応答

佐々木 体制づくりがまだまだこれからだという御指摘をいただきました。

それでは、まだまだ議論を尽くしていないところもあるかと思いますが、時間も迫ってきました。フロアの皆さんからも御質問をいただいているので、最後はその質疑応答の時間にしたいと思います。

まず、花尻先生に対する御質問ですが、「脱法ドラッグの成分の原材料は何なのか。それから、こういった原材料を脱法ドラッグの前駆物質として規制する可能性はないのか。」というものです。花尻先

生、いかがでしょうか。

花尻 まず、脱法ドラッグの特性上、非常に色々な化合物が存在しています。その成分の原材料はと言われると、骨格、構造ごとによって変わってくるので、なかなかお答えしづらいですね。本当に、化合物によって異なる、あるいはその構造や骨格によって異なるというお返事しか御用意できません。

また、原材料を前駆物質とする規制ができるかというお話に関しても、様々な骨格がありますから、それぞれの原材料に着目したとしても、その基本となる原材料をもし前駆物質として規制するとなると、脱法ドラッグだけではなく、色々な化学物質の全てが引っかかってくるようになってしまいます。したがって、これだけ多様性のある脱法ドラッグに対して原材料そのものを何とかしようというのは難しいのではないかと、個人的には考えています。

佐々木 次の御質問です。「薬物依存治療専門医、専門病院の増加は、現状では非常に難しいのではないかと思います。認知行動療法は、他の罪種では医師以外の専門職、カウンセラー等でもやっておられるように伺っているが、薬物依存の認知行動療法も、訓練を受ければカウンセラーでも、つまり医者以外でも実施することはできるだろうか。」というのですが、これについては、和田先生にお願いします。

和田 実は、薬物依存に携わる医師が増えない理由は、医師の数の問題ではありません。端的に申し上げると、それだけ薬物依存症者と付き合うのが大変だからです。皆さんもお気づきだと思いますが、誤解をおそれずに申し上げれば、ほとんどの方がなかなかルールを守らないわけです。病院に来てもしルールを守らない、入院しても守らない、約束も守らない。だから非常に大変です。そういうことで診たがらないということが、医者が増えない最大の理由だと、私は思っています。

ただ、長年携わっていて感じるのですが、他の病気とは違い、本人自身が考え方や行動を変えれば劇的な別人に変わることがあります。例えば、癌のように、手術しなければならないとか、薬を飲まなければならないということではありません。本人の考え方や行動様式を変えることにより、正に生き方が変わるのを見ることができます。それは、非常にダイナミックなことだと思いますし、私たちはそれを伝えたいと思っています。

認知行動療法は、現在、何も医者がいなければだめだということにはなっていません。臨床心理士、精神保健福祉士、看護師などの職種は問いません。医者は一応監督官としていますが、そういう方々にどんどん入ってもらって、コメディカルの方が実際の運営をしていく。私は、そういう方にどんどん活躍していただきたいと思っています。

佐々木 続いて、また和田先生への質問になります。サイトウヒデコ様からの御質問です。日本は薬物の生涯経験率が非常に低いが、若い人たちの海外留学が非常に推奨されているところ、日本人が急にそのような経験率の高い環境に入っていくことによって経験率が高くなるおそれはないか。もう1点は、薬物による脳内神経系（A10神経系）の異常が引き起こされるということだったが、A10神経系は薬物以外でも異常が引き起こされることはあるのか。

和田 一点目、海外と日本の薬物の汚染状況の違いの問題は、私の経験で言わせていただくと、これはそのお子さん次第としか言いようがないと思います。大概の日本人の方は大丈夫だと思っています。日本できちんと成長してきて、きちんと日本社会で対応してきた方は、どの国に行っても大丈夫だと思います。しかし、日本にいてちょっとあの子は心配だなとか、ふらふらしているとか、そういうお子さんの場合には、海外へ行かれたらもっと心配な気がしています。これは私の経験に過ぎませんが。

もう一つ、A10 神経系の異常の話ですが、皆さんもドーパミンというのは聞いたことがあると思います。A10 神経系は、正にドーパミンが出るところなのです。

少し話が逸れますが、日本語では「依存」という言葉があふれていて何でも依存と言われますが、これは日本だけです。ギャンブルは依存と言いません。あれはアディクション (Addiction) と言います。依存というのはディペンデンス (Dependence) と言っており、日本のマスメディアを中心に、「依存」という言葉が勝手に広まってしまいましたが、WHO は薬物以外で依存は認めていません。英語では、何かにはまることはアディクションです。アディクションの中に薬物の場合のディペンデンスが入り込む、こういう関係になっています。

アディクションの共通することとして、やはり A10 神経系が興奮し、ドーパミンが放出されます。そこを見ると薬物とギャンブル、買い物、どれも同じですが、これらをひっくるめて言うとかアディクションです。これは日本語では「嗜癖 (しへき)」と言います。

そういう関係にあります。話を戻しますと、ではギャンブルと薬物は同じかという話です。これは決定的に違います。薬物は、A10 神経系を興奮させる薬理作用を薬物そのものが持っています。嫌でも何でも無理やり毎日覚醒剤を使わされると、ここにいる全員が依存します。これが薬理作用です。ところが、ギャンブルはそうではありません。パチンコ玉に薬理作用はありません。全員無理やりパチンコをさせた場合、もしかしたら向こうの 3 人くらいは依存しても、こっちはしないかもしれません。

したがって、A10 神経系が出すドーパミンということを考えれば共通項もあるのかもしれませんが、薬物依存は薬理作用抜きには言えないということ、これがギャンブルなどとの決定的な違いと理解していただければと思います。

佐々木 最後の御質問です。「先日、校長先生が覚醒剤事件で逮捕される事件がありました。小学生が親に『校長先生はどんな悪いことをしたの?』と質問したとき、親は小学生に分かるように的確に答えられなかった。こういった事例で、小学生を納得させるのにどのようなフレーズを使い、どのように説明したら良いと思うか。」という、大変難しい質問です。どなたに答えていただくのが一番良いのか分かりませんが、やはりこれは和田先生にお願いしたいと思います。

和田 お子さんから「校長先生はどんな悪いことをしたの?」と聞かれば、「使ってはいけないと言われている薬物を使っちゃったんだよ。」と答えるしかないと思います。そうすると、子どもは、「何で使っちゃいけないの?」と聞く。「それは法律で決まっているからだよ。」となる。

かつて、日本はその論理で来ていたと思います。しかし、私が言いたいのは、それではだめだということです。なぜ法律でだめだと言っているかという、その中身を子どもに分かる形で教えていかなければならないと思います。それでこそ、法律が禁じている意味もわかってくるというものです。

では、なぜその薬物を使っちゃいけないかと言えば——小学生も学年によって変わってくるかもしれませんが——簡単に言えば、「脳を壊すから。」ではないでしょうか。「依存」などというのは難しく子どもには分かりません。依存が分かるのはある程度の年代になって来ないとならないでしょう。年を取れば取るだけ依存の怖さが分かってくるのだと思います。そういう意味で、年代に応じてどう教えるかということを考える必要はあるでしょうが、小学生の場合には単純明快にその辺りなのではないかと思います。

佐々木 大変難しい質問にお答えいただいた和田先生、そしてパネリストの皆様に感謝します。

本日は「脱法ドラッグの脅威への対処に向けて」と題して、現在、非常に大きな問題になっている脱法ドラッグの実態、これからの対処の在り方を議論してまいりました。脱法ドラッグの実態については、品質の均一がないために製品の中に何が含まれているか分からない、その意味で正に毒物とも言うべき非常に危険なものであること、また、過去の経験に照らせば、現に売られている未指定の製品についても成分分析を行っていく中でいずれは規制されていくものがほとんどであることなどについて確認することができました。

また、脱法ドラッグ対策については、多くの課題はあるものの、国、地方の双方で知恵を絞って対策を行っているということもお分かりいただけたと思いますし、これからの対処の在り方についても多くの示唆に富む御意見をいただくことができました。

海外諸国も、薬物問題には頭を抱えているところですが、海外の惨憺たる状況に比べれば、我が国は「薬物の根絶」という目標の実現において、まだまだ非常に可能性のある位置にいると思います。

脱法ドラッグ問題・薬物問題が社会の大きな関心を集めている今こそ、国、地方公共団体、そして国民が一体となって対策を加速化させ、我が国の薬物政策の成功を世界に誇れる日が来ることを期待しています。

それでは、以上を持ちまして、パネルディスカッションを終了します。

以上